又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額	又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
E_{14} ＝ 0.019	E_{14} ＝ 0.019
E_{15} ＝ 0.019	E_{15} ＝ 0.020
E_{16} ＝ 0.019	E_{16} ＝ 0.020
E_{17} ＝ 0.017	E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016	E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016	E_{19} ＝ 0.019
E_{20} ＝ 0.019	E_{20} ＝ 0.019
E_{21} ＝ 0.019	E_{21} ＝ 0.019
E_{22} ＝ 0.019	E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019	E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.018	E_{24} ＝ 0.015
E_{25} ＝ 0.015	E_{25} ＝ 0.015
E_{26} ＝ 0.014	E_{26} ＝ 0.002
E_{27} ＝ 0.001	E_{27} ＝ 0.001
E_{28} ＝ 0.0007	E_{28} ＝ 0.0007
E_{29} ＝ 0.0007	
F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
G_{25} ＝ 0.015	G_{25} ＝ 0.015
G_{26} ＝ 0.014	G_{26} ＝ 0.002
G_{27} ＝ 0.001	G_{27} ＝ 0.001
G_{28} ＝ 0.0007	G_{28} ＝ 0.0007
G_{29} ＝ 0.0007	
算式ⅩⅦ	算式ⅩⅦ
$\frac{\sum_{n=24}^{29}(B_n \times C_n)}{560\text{円} \times A}$	$\frac{\sum_{n=24}^{28}(B_n \times C_n)}{607\text{円} \times A}$